更新に必要な研修のフローチャート【令和８年度版】

※有効期間が満了されている方及び登録後5年を経過されている方は「再研修」の対象です。

1

前回の研修は
介護支援専門員協議会主催
専門研修過程Ⅱ
を受講した

介護支援専門員証の有効期間の起算日は現在お持ちの介護支援専門員証に記載されている有効期間満了日の5年前になります。

- ・現在実務に就いていないが、専門員証の有効期間内に、実務に就いたことがある
- ・有効期間内に担当した事例を提出できる

→ 有効期間満了日が
令和８年１２ 月１ 日～
令和９年１１ 月３０ 日である
→ 更新研修（実務経験者）
32時間・専門Ⅱ相当

- ・現在実務に就いている
- ・有効期間内に担当した事例を提出できる

→ 有効期間満了日が
令和 ９年 １２ 月1日以降
である
→ 専門員証の有効期間内で実務経験３年以上を満たしている（継続して実務に就いていなくても合計で可）
→ 専門研修課程Ⅱ

→ 専門員証の有効期間内で実務経験3年以上を満たしていない
→ 次年度以降の該当年度で研修を受講してください

- ・有効期間内実務に就いたことはない
- ・実務に就いている・就いたことがあるが事例の提出ができない

→ 有効期間満了日が
令和８年９月10日～
令和10年３月３１日である
→ 更新研修（実務未経験者）
※詳細については社会福祉協議会へお問い合わせください。

2

前回の研修は
社会福祉協議会主催
更新研修（実務未経験）
再研修
を受講した
または，実務研修を
修了し、
初めて更新する

- ・現在実務に就いていないが、専門員証の有効期間内に、実務に就いたことがある
- ・有効期間内に担当した事例を提出できる

→ 有効期間満了日が
令和 8年１２ 月１ 日～
令和 9年１１ 月３０ 日である
→ 専門研修課程Ⅰを受講していない
→ 更新研修（実務経験者）
88時間

→ 専門研修課程Ⅰを受講した
→ 更新研修（実務経験者）
32時間・専門Ⅱ相当

- ・現在実務に就いている
- ・有効期間内に担当した事例を提出できる

→ 有効期間満了日が
令和 ９ 年 １２ 月1日
以降である
→ □① 実務経験が６カ月以上を満たしている
□② 専門員証の有効期間内で実務経験3年以上を満たしている
（ 実務従事期間は継続して実務に就いていなくても合計で可）
□③ 専門研修課程Ⅰの受講をした

①を満たしている⇒ 専門研修課程Ⅰ
※次年度以降、専門員証の有効期間内で実務経験が3年以上を満たせば専門研修課程Ⅱの受講が可能

②を満たしている⇒ 専門研修課程Ⅰ＋専門研修課程Ⅱ
もしくは 専門研修課程Ⅰ
※次年度以降、専門研修課程Ⅱの研修受講が必要です

②と③を満たしている⇒ 専門研修課程Ⅱ
①②③すべて満たしていない ⇒ 次年度以降の研修を受講してください

- ・有効期間内に実務に就いたことはない
- ・実務に就いている・就いたことがあるが事例の提出ができない

→ 有効期間満了日
令和８年９月10日～令和10年 ３ 月31日である
→ 更新研修（実務未経験者）
※詳細については社会福祉協議会へお問い合わせください。

主任介護支援専門員更新研修を介護支援専門員証の有効期間内に修了される場合は、更新研修が免除されます。受講に際しては要件がありますので、ご確認ください。

【令和８年度対象者】

主任介護支援専門員有効期間満了日：令和９年３月３１日または令和10年３月３１日

※主任介護支援専門員更新研修の修了日（受講年度末日）より前に介護支援専門員証の有効期間が満了する場合は、先に別途更新研修（実務経験者）32時間・専門Ⅱ相当　または、専門研修課程Ⅱを受講する必要があります